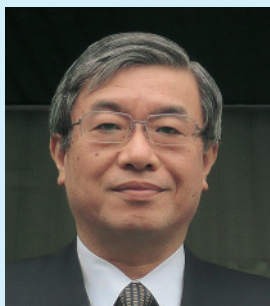


裁判員制度が始まります



長崎地方裁判所長 いの うえ ひろ みち 井 上 弘 通

福岡市中央区生まれ。地元の小、中、高を経て、昭和50年九州大学を卒業し、昭和52年4月東京地方裁判所判事補となる。以後、大分地方・家庭裁判所日田支部、福岡地方裁判所、最高裁判所刑事局、東京高等裁判所、東京地方裁判所等で勤務し、平成16年2月最高裁判所上席調査官となり、平成20年1月に長崎地方裁判所長。

裁判員制度とは

裁判員制度が平成21年5月までに始まります。あと1年ちょっとです。裁判員制度とは、一般の市民の中から選ばれた裁判員が地方裁判所で行われる重大事件の刑事裁判に参加し、裁判官と一緒に、被告人が有罪かどうか、有罪とした場合どのような刑にするのか（これを量刑といいます。）を決める新しい裁判のやり方です。

裁判員裁判は、裁判員6人と裁判官3人の合計9人で行うのが原則ですが、起訴された事実争いがなく、検察官や被告人、弁護人

に異議がないなど一定の要件を満たす場合には、裁判員4人と裁判官1人の合計5人で行われることもあります。

長崎では、裁判員裁判は、長崎市万才町にある長崎地方裁判所の本庁だけで行われることになっています。

裁判員制度は不人気？

ところで、最近の世論調査の結果では、「裁判員を務めたいとは思わない」37%、「あまり務めたいとは思わない」35%と、裁判員をやりたくないとする消極派が全体の72%に上り、積極派の26%を大きく上回っています（3月16日付け長崎新聞、西日本新聞）。この結果は率直に受け止めなければなりません。同じ調査で、裁判員を務める場合に心配なこととして「重要な判断をする自信がない」58%、「殺人など悲惨な事件の審理にかかわる」34%などが主要な事由として挙げられていることなども併せてみると、それだけ多くの皆さんが裁判員制度について真剣に考え、



裁判員裁判用法廷

人を裁くことの重み、責任の重大性を認識していただいていることが見て取れます。

確かに、これまで裁判に縁のなかった一般の人にとって、重大な事件の審理にかかわることを不安に思われるのはもっともなことです。しかし、後に述べるように、そのような不安は大部分が解消できるものと思います。また、消極派の中でも「あまり務めたいとは思わない」という人は、情理を尽くして願ひすれば裁判員裁判に参加していただけることが期待できるでしょうから、「務めたいと思う」積極派と併せると全体の61%が裁判員裁判に参加してもらえるものともみられます。私たち裁判所関係者としては、国民の多くが裁判員裁判に参加することの重要性を真摯に考えていただいていることや、その反面様々な不安を抱いておられることを重く受け止め、環境整備や審理方法の配慮などにより、裁判員になる方の負担を軽減して、その不安を解消するように工夫し、より多くの皆さんが裁判員となって裁判所へ足を運んでいただけるよう努めて参ります。

裁判員裁判こそ世界標準!?

ところで、欧米など諸外国に目を向けると、大半の国で刑事裁判に直接国民が参加する制度が設けられており、国民の司法への理解を深める上で大きな役割を果たしていると高く評価されています。例えば、英米では、一般市民から選ばれた陪審員が自分たちだけで被告人の有罪・無罪を判断する陪審制が数百年

に及ぶ長い歴史を持っていますし、仏独伊などでは、同じく一般市民から選ばれた陪審員が裁判官と一緒に被告人の有罪・無罪だけではなく量刑まで決める陪審制が広く行われています。世界的に見れば、刑事裁判に直接国民が参加して判断する制度がむしろ当たり前のことと考えられており、日本も今回その仲間入りをするようになったといえましょう。そして、私自身がアメリカの陪審裁判を見聞した経験に照らしても、日本の国民が、このような国民参加の司法制度に向いていないとか、欧米各国に比べて判断能力が劣っているとは到底思われないのです。日本でもきちんとした裁判が行われることは間違いないと思います。

しかも、実は日本でも、昭和の初め、昭和3年から18年にかけて、殺人、放火等重い罪の事件について陪審制が行われていたのです。ちなみに、記録によると、長崎で行われた陪審裁判では無罪率が約17%と、当時の一般の無罪率よりかなり高率であったようです。残念ながらこの制度は昭和18年に戦争の激化を理由として施行が停止され、以後復活することはありませんでしたが、当時の陪審員は約9割という高い出頭率で非常に熱心に審理に当たり、正確な判断を期そうと全力を傾注しました。例えば、ある陪審員は実母が重病であったため職務を辞退しようとしたところ、「実母之を肯んぜず陪審員たるの任務は国民の重大なる義務なれば私情を以て辞すべきにあらず必ず之を遂行せよ仮令不幸にして其間に落命するとも毫も厭う所にあらざる旨を告

各国の制度

	日本(裁判員)	アメリカ(陪審)	フランス(参審)	イタリア(参審)	ドイツ(参審)
対象事件 (刑事事件について)	地方裁判所で審理する死刑又は無期の懲役もしくは禁固にあたる罪にかかる事件	法定刑 6 月以上の重大犯罪について無罪答弁をする場合に、陪審裁判を受ける権利が保障されている。	法定刑が無期又は下限 10 年以上の事件が重罪院(参審裁判所)で審理される。	重罪院の管轄する ①故意による「血の犯罪」(殺人等) ②国家の存立や基礎に関する犯罪	4 年を超える自由刑の事件 →地方裁判所 2 年～4 年の自由刑の事件 →区裁判所
構成	○裁判官 3 名 ○裁判員 6 名	○裁判官 1 名 ○陪審員 12 名	○裁判官 3 名 ○参審員 9 名	○裁判官 2 名 ○参審員 6 名	地方裁判所 ○裁判官 3 名 ○参審員 2 名 区裁判所 ○裁判官 1 名 ○参審員 2 名
選任方法	衆議院議員の選挙人名簿の中から、無作為抽出された候補者の中から、裁判所での選任手続を経て選任される。	選挙人名簿等により無作為抽出された候補者の中から、当事者が質問手続(含、理由なし忌避)により選出。	選挙人名簿に基づき抽選で参審員候補者の開廷期名簿を作成。候補者は開廷期間中の出頭を義務付けられる。具体的な事件の参審員は、事件ごとに、理由なしの忌避手続等を経た上で、開廷期名簿から抽選で選出される。	各自治体が 2 年おきに作成する候補者名簿(無作為抽出された者に、少数の希望者を登載)の中から各開廷期ごとに無作為抽出。任期中に開始されるすべての事件の審理に当たる。	市町村が作成した候補者名簿に基づき、区裁判所の選考委員会が選任。
任期	事件ごと	事件ごと	開廷期(数週間)	3 か月間	5 年間
評決方法	多数決 ただし、裁判官、裁判員のそれぞれ 1 人以上の賛成が必要	陪審員の全員一致が必要	被告人に不利な判断をするためには、裁判官と参審員を合わせた 3 分の 2 以上の特別多数決。	有罪無罪については多数決で決する。量刑については過半数になるまで最も重い意見の数を順次軽い意見の数に加えて決める。	被告人に不利な判断をするためには、裁判官と参審員を合わせた 3 分の 2 以上の特別多数決。
年間利用件数	3,111 件 (平成 18 年の裁判員制度対象事件数)	軽罪を含めた件数 3,071 人 (連邦地裁・1999～2000) 9,128 人 (カリフォルニア州・2001～2002) 謀殺、故殺、強姦、強盗などの重い罪に限定した全国の州一審裁判所の推定件数 29,300 件 (1999～2000)	2,927 件 (全国・1999)	461 件 (全国・2001～2002)	49,150 件 (全国・2001) ※区裁判所及び地方裁判所における刑事事件で、少年事件を除いた数字

げ激励せられたる為め翻然として意を決し出廷任務に服した」ものの、審理途中で実母が病死したために裁判長から即時帰宅するように促されたにもかかわらず「母の遺命を重んじて帰宅を欲せず其儘居残りで完全に其の職責を尽くして帰宅せられたる」というエピソードが残されているほどです。実際、当時

陪審裁判を体験した裁判官からは、陪審制に対して好意的な評価が示されています。

もちろん、最後は極端な例で、同じような事情があれば裁判員を辞退できることは当然ですが、このように諸外国では刑事裁判に直接国民が参加する制度が普遍的に行われ市民がこれに積極的に参加していること、また昭

和初期の日本でも同様であったことからしても、現在の日本でも一般の市民の皆さんに十分裁判員の役割を果たしていただくことができ、裁判員裁判はしっかり機能するものと思います。

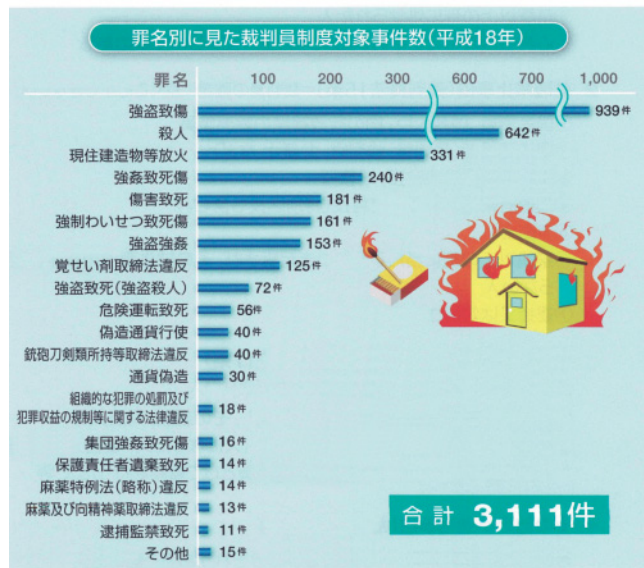
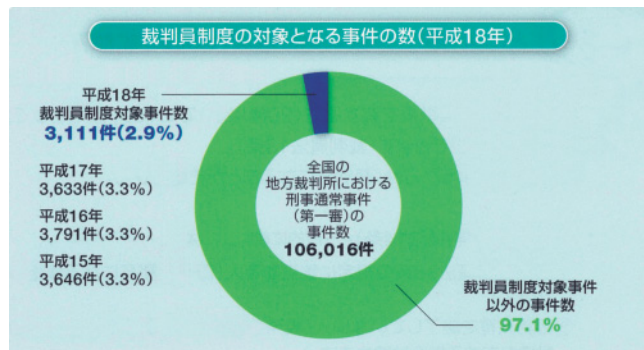
裁判員裁判のあらまし

それでは、裁判員制度の概要を見ていきましょう。

・どのような事件で裁判員裁判が行われる？

裁判員裁判の対象となる事件は、法律で一定の重大な犯罪に関する刑事事件とされています。

裁判員対象事件



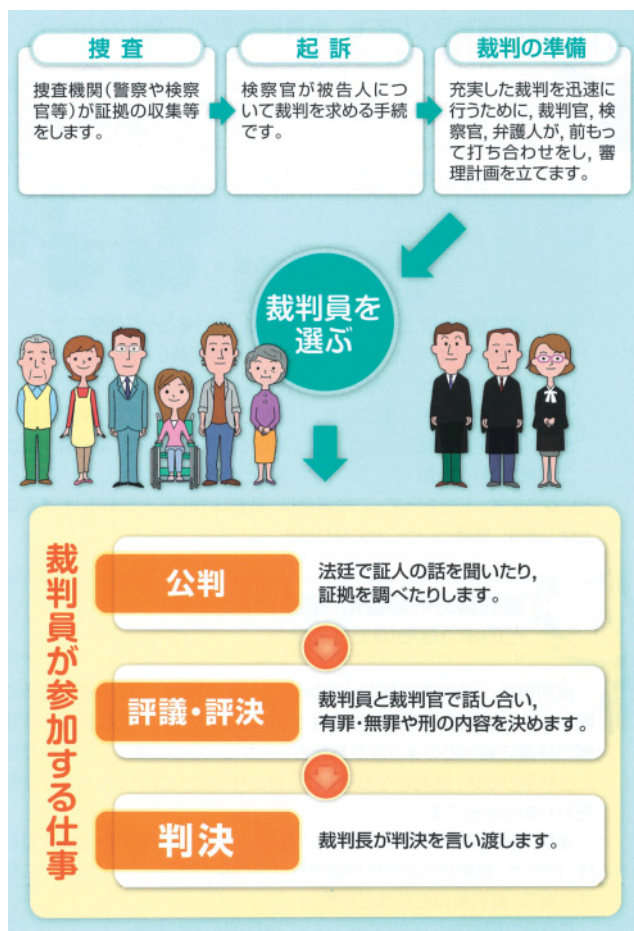
すべての刑事事件に国民に参加してもらうとすると、国民の負担が大きすぎます。そこで、重大な犯罪に関する事件は国民の関心が高く社会的影響も大きいので、表にあるような一部の事件に限って国民に参加してもらおうとしたのです。グラフにあるように全国で3,111件(平成18年)という事件数は、諸外国の利用件数と比べても穏当なところといえましょう。長崎の場合、過去の統計からすると、裁判員裁判の対象となる事件は年間30件程度と見込まれます。

前記世論調査からもうかがえるように、殺人などの事件にかかわることはいろいろな意味で精神的負担も大きいかもしれません。しかし、この種の事件は新聞テレビ等でも大きく報道され、どのような裁判が下されるのかについて地域社会の関心も高いと思われます。それだけに、地元の一般市民の見方や考えを審理の中で示してもらい、地域の実情も踏まえて国民の良識を反映した裁判を実現させることの重要性は大きいと思います。これまでの裁判官や検察官、弁護士という法律の専門家だけによる裁判から、一般の方の多様な経験、新鮮な感覚を生かした幅広い視点からの分かりやすい判断を下すことにより、裁判の内容がより適切なものとなり、市民の納得が得られ裁判に対する信頼も深まることが期待できます。また、法律の専門家側でも、これまでの審理のやり方を顧みて、新たに公判前整理手続を導入するなどして審理の内容や取り調べる証拠等をよく吟味、検討し、例えば、ほかに代替できる手段があるのに刺激的な証

抛写真を示すようなことは避けるなどして、裁判員となった市民の皆さんに無用の心理的負担を与えないよう配慮します。

・具体的な裁判員の任務

裁判は、当事者双方の主張を踏まえ、証拠に基づいて事実を認定し、認定した事実に基づいて判断をするものです。ですから、裁判員は、公判（公開の法廷での審理）に立ち会って、検察官、被告人・弁護人双方の主張を聞き、出された証拠をよく見聞きすることが大切です。確かめたいことがあれば、裁判員も、証人や被告人に質問することができます。そして、証拠を調べた結果をもとに、その信用性を検討し、裁判官と一緒に議論を行って裁判員裁判の進み方



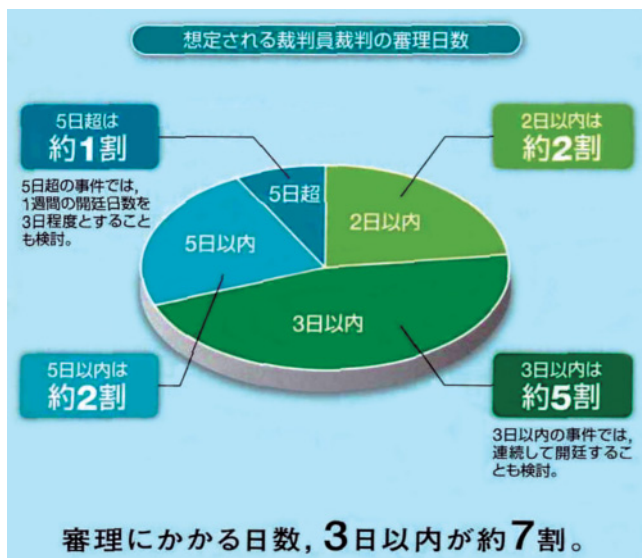
（評議といいます。）、被告人が有罪かどうか、有罪とした場合、刑をどのくらいの重さにするかを決めることになります。この評議の結果（評決といいます。）に基づいて判決が宣告されます。このように、裁判員は公判から判決宣告まで関与することになります。

法律の素人である裁判員に正しい判断ができるか心配だという声も聞きます。しかし、裁判員に求められるのは法律の解釈ではなく、いろいろな情報に基づいてある事実があったかなかったかを判断するという事実認定の場面です。普段の生活の中でも、例えば、朝方、傘を持って出かけようかと考える際には、空模様を見たり天気予報を調べたりしていろいろな情報を集め自分の過去の経験など様々な要素を総合してどうするか決める、といったことを繰り返しているはずです。事実認定も基本的には同じ性質の事柄であり、その判断を行うに当たって法律の知識の有無などは関係ありません。法律の解釈など、評議する際に必要な法律に関する事柄は、裁判官がその都度裁判員に分かりやすく丁寧に説明して理解してもらえるようにします。裁判員を務める際に法律の知識は必要ないのです。

・裁判員裁判はどのくらいかかる？

これまでの調査では、裁判員裁判の審理日数は、約7割の事件が3日以内で終了すると予測されています。

こういった事件については、連続して毎日開廷することを検討していますし、多くの日数がかかる事件については、裁判員の方の負担と記憶の新鮮なうちに判断してもらうこと

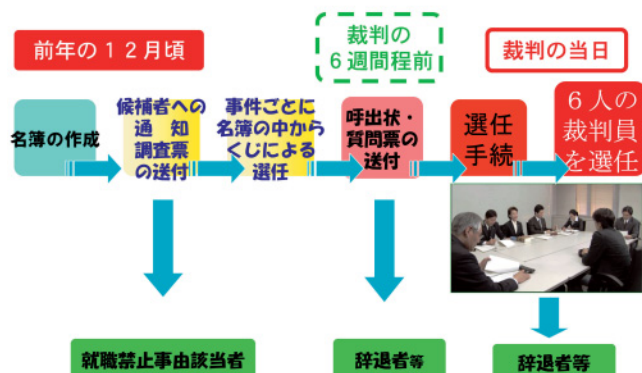


を考慮して、1週間の開廷日数を3日程度とすることも検討しています。いずれにせよ、できる限り短期間に必要かつ十分な審理を尽くすことができるように、あらかじめ裁判所と検察官、被告人・弁護人の間で、事件の争点や証拠を整理し、審理の進め方も計画した上で、裁判員を選任することになっています。

・裁判員はどのようにして選ばれる？

裁判所は、前の年の秋頃に翌年度に必要と思われる裁判員候補者数を予測し、各市町の選挙管理委員会にそれぞれの有権者数に応じて必要な員数を割り当てます（最低1人）。

選任手続の流れ



各選挙管理委員会は、選挙人名簿の中から割り当てられた員数をくじで選び出した候補者予定者名簿を作成して裁判所に送付します。裁判所は、これを基に裁判員候補者名簿を作成し、翌年の裁判員裁判に備えることになります。

長崎の場合、裁判員裁判の対象となる事件は、前に述べたように年間30件程度と予想されます。様々な事情で実際には裁判員にならない人もいますと思われるから、この段階では1事件当たり100人程度の裁判員候補者を確保する必要があります。そこで、この裁判員候補者名簿に載る方は3,000人程度になるでしょう。長崎県の有権者数は約120万人ですから、裁判員候補者名簿に載る確率は、おおざっぱに言って0.25%、有権者400人につき1人の割合と予想されます。

裁判員候補者の方には、前年の12月頃までに名簿に載ったことが通知されます。今年の12月までには、長崎県内で約3,000人の方に、最初の通知が届くことになるわけです。その際、裁判員にならない事由や1年を通じた辞退事由の有無などをお尋ねする調査票をお送りします。それらの事由がある人は裁判員裁判の対象事件が係属した場合でも裁判所に来ていただく必要がないので、そのことをあらかじめ確認するためです。また、特定の月に限って裁判員になることが困難な事由があれば、その期間中は裁判員候補者として裁判所に呼ぶことはしないようにします。

翌年になり、裁判員裁判の対象事件が係属しますと、実際に裁判員を選ぶ作業を行うこ

とになります。先ほどの裁判員候補者名簿の中から、事件ごとに、裁判員の選任に必要な員数を予想して、くじで選び、その方に呼出状をお送りして、選任手続期日に来ていただくことになります。具体的な呼出し数は、事件を担当する裁判所が、事件の内容、審理に要する期間等を勘案して決めますが、1つの事件について50人から100人程度になるものと見込まれます。長崎の場合、裁判員裁判の対象事件数を30件、1事件ごとの裁判員候補者の員数を50人から100人と仮定しますと、1年間で裁判員候補者として呼び出される割合は、400人から800人に1人と想定されます。

呼出状には、選任手続期日がいづで、裁判の日はいつからいつまでといったことが記載されます。日程の調整が可能かどうかを検討してもらうため、呼出状は、選任手続期日の6週間程度前にお送りする予定です。呼出状と併せて質問票をお送りして、選任手続期日や裁判の日に差し支えがないかなどをお尋ねします。質問票への回答で辞退事由があると認められる方には呼出しを取り消しますので、裁判所にお出でいただかないで済むことになります。そうでない方は選任手続期日に来ていただいて、裁判官からの、公平な裁判ができるか、辞退する理由があるか、それはどのようなものかといった質問に答えていただくことになります。辞退事由があると認められる方、公平な裁判が期待できない方や、検察官、弁護士が不選任を申し出た方(各4人まで)を除いた方々の中から、最終的に裁判員6人と、途中で裁判員に差支えが生じ

た場合に備える補充裁判員数人をくじで選びます。

長崎の場合、1つの事件について裁判員6人と補充裁判員2人を選ぶと仮定した場合、選ばれる割合は、有権者総数の0.02%、5,000人に1人と想定されます。

・裁判員になるための資格

衆議院議員選挙の選挙権を有する人(20歳以上)であれば、原則としてだれでも裁判員になることができます。特別の資格などはありません。ただし、次のような事由のある人は裁判員になれません。その事由としては、欠格事由、就職禁止事由、不適格事由の3つがあります。欠格事由のある人とは、義務教育を終了していない人や、禁錮以上の刑に処せられた人、心身の故障のため裁判員の職務を行うのに著しい支障がある人をいいます。就職禁止事由のある人とは、三権分立の趣旨から司法にかかわるのが適当でない人(国會議員、国務大臣等)、法律の専門家、緊急の職務に備える人(警察官、自衛官等)などです。禁錮以上の罪で裁判中の人や逮捕・勾留中の人も、裁判員にはなれません。不適格事由のある人とは、被告人や被害者の関係者など、裁判の公正等の観点から裁判員にふさわしくないとと思われる人のことです。

・裁判員は辞退できる？

一定の事由があれば、裁判員になることを辞退できます。辞退が認められるのは、①70歳以上の人、②大学や各種学校等の学生、生徒、③重い病気や怪我のため裁判所に来れない人、④日常生活を営むために介護や養育を

要する親族や同居人を抱えている人、⑤重要な用務があり、自分がやらないと事業に大きな損害が出るおそれがある人、⑥父母の葬式など、社会生活上の重要な用務がある人などです。また、その他にも、⑦妊娠中又は出産の日から8週間を経過していない人、⑧配偶者などの重い病気や怪我の治療のため、その入・退院、通院に付き添う必要がある人、⑨妻又は娘が出産する場合に、その入・退院に付き添ったり、出産に立ち会う必要がある人、⑩裁判所から遠くに住んでおり、裁判所に出て来るのが難しい人、⑪裁判員の職務を行うことや裁判員候補者として選任手続期日に出て来ることで、身体上、精神上又は経済上の重大な不利益があると認められる相当の理由がある人などについても、辞退が認められるように定められました。

最後のあたりは、かなり抽象的な定め方であり、実際に辞退が認められるかどうかは、選任手続期日までにいろいろお尋ねした上で、裁判所で判断することになります。裁判所としても無理をお願いするようなことはしませんので、裁判官に裁判員となることの困難を率直に話していただければと思います。もっとも、先ほど述べましたように、長崎の場合、裁判員等に出られる割合は5,000人に1人です。20歳から70歳までの50年間に裁判員に出られる割合を試算してみても、100人に1人となりますから、実際に裁判員に出られるのは一生に一度あるかないかです。裁判員という未知の世界を体験できることを前向きにとらえ、「このチャンスを生かしてみよう。」と

積極的に考えていただけると幸いです。

・裁判員への日当等

裁判員には、交通費や、宿泊を要した場合の宿泊費のほか、日当が支払われます。宿泊費は長崎の場合7,800円です。日当は、選任手続期日に来られたただけの方は1日8,000円以内、裁判員又は補充裁判員に選ばれた方は1日1万円以内となっています。

おわりに

裁判員制度は、これまで全く体験したことのない未知の制度であるだけに、皆さんには、様々な疑問、不安があることでしょう。裁判所としても、皆さんの疑問、不安をできるだけ解消するために、今後ともできる限りの努力をしていくつもりです。どうか、制度の趣旨をご理解いただき、裁判員裁判に「やるバイ！ 裁判員」と積極的に参加されることを期待してやみません。

